

# 国内上場株式等の 配当金の受取方法のご案内

平成24年8月  
株式会社証券保管振替機構

上場株式等の配当金（ETF、REIT等の分配金を含みます。以下同じ。）の受取方法の概要についてご案内いたします。

## 配当金の受取方法

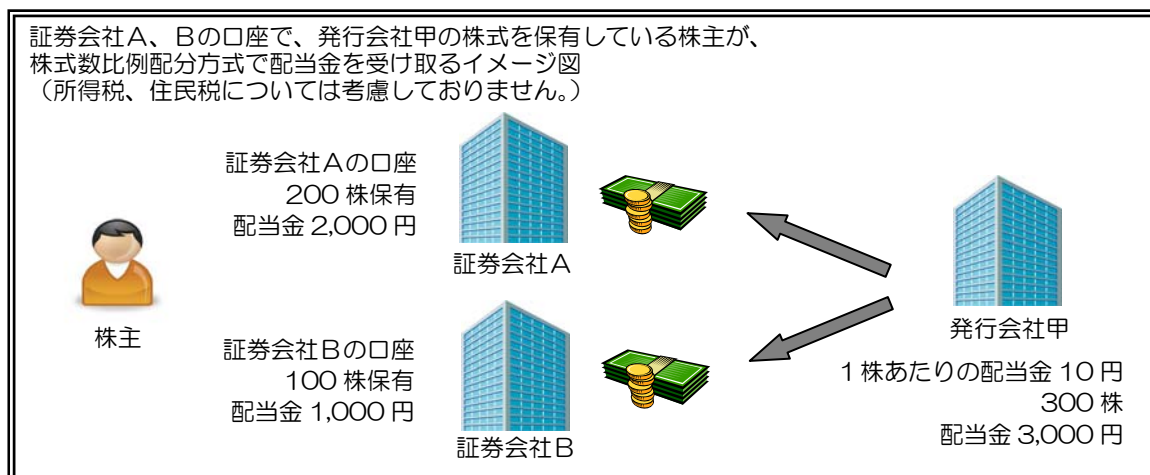
上場株式等の配当金の受取方法<sup>(注1)</sup>は、以下の方法から選ぶことができます。

株式数比例配分方式	すべての銘柄について、証券会社等の口座の残高に応じ、証券会社等を通じて配当金を受け取る方法
登録配当金受領口座方式	すべての銘柄について、あらかじめ指定した1つの金融機関預金口座で配当金を受け取る方法
単純取次ぎ方式	銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関預金口座で配当金を受け取る方法
配当金領収証方式	ゆうちょ銀行等で配当金領収証と引き換えに配当金を受け取る方法

注1 配当金の受取方法の名称は、証券会社等によって異なります。

## 株式数比例配分方式

お取引のある証券会社等の口座の残高（配当基準日時点の残高）に応じ、証券会社等を通じて、保有するすべての銘柄の配当金を受け取る方式です。



## 【ご利用の留意点】

① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して株式数比例配分方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有している銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます（他の方式との併用はできません。）。

② 信託銀行等の特別口座<sup>(注2)</sup>等、株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等から口座の開設を受けている場合には、同方式をご利用いただくことができません。

特別口座の開設を受けていることにより同方式をご利用できない場合には、まず、信託銀行等に対して、お取引のある証券会社等の口座への特別口座の残高の振替依頼又は単元未満株式の買取請求等を行っていただくことにより、特別口座を閉鎖することが必要です。その上で、お取引のある証券会社等に対して、同方式の申込手続を行うことで利用が可能になります。

なお、同方式を取り扱っていない金融機関等の一覧は、証券保管振替機構のホームページに掲載しています。

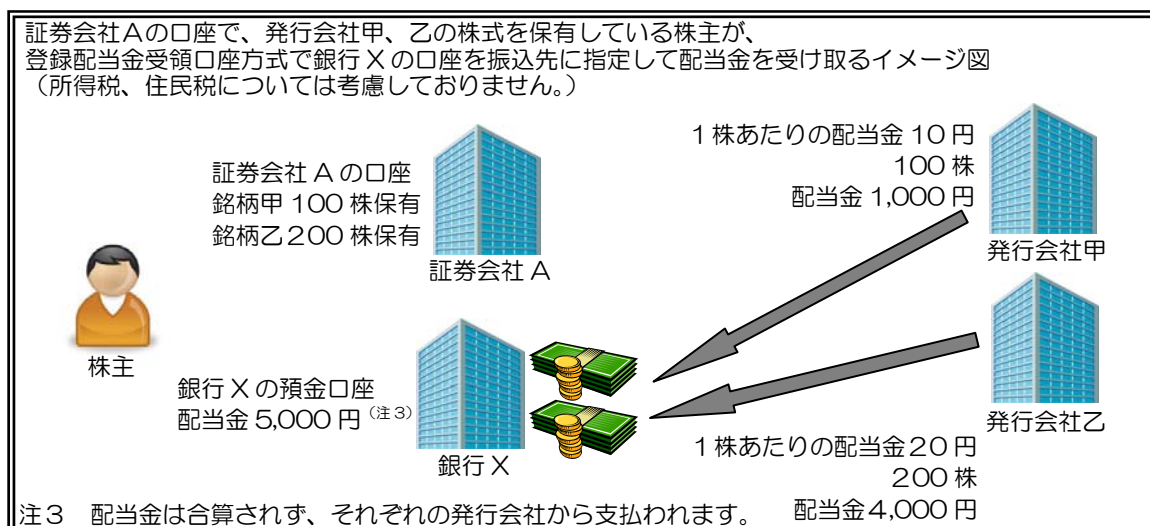
■株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等の一覧  
(<http://www.jasdec.com/system/less/list/index.html>)

③ 株式数比例配分方式を選択し、上場株式等の配当金を特定口座（源泉徴収選択口座）で受け入れた場合には、同じ特定口座内の上場株式等の譲渡損失との損益通算がされます（損益通算のための確定申告は不要です。）。詳細はお取引のある証券会社等にお問合せください。

注2 特別口座とは、株券を所有していたまま株券電子化を迎えた場合等において、発行会社が株主の権利を保護するために信託銀行等に開設する口座をいいます。なお、特別口座の開設の有無はお取引のある証券会社等にお問合せいただくことで確認することが可能です。ただし、特別口座の開設先（信託銀行等の名称）、銘柄及び残高について確認することはできませんのでご注意ください。

## 登録配当金受領口座方式

あらかじめ指定した1つの金融機関預金口座で、保有するすべての銘柄の配当金を受け取る方式です。

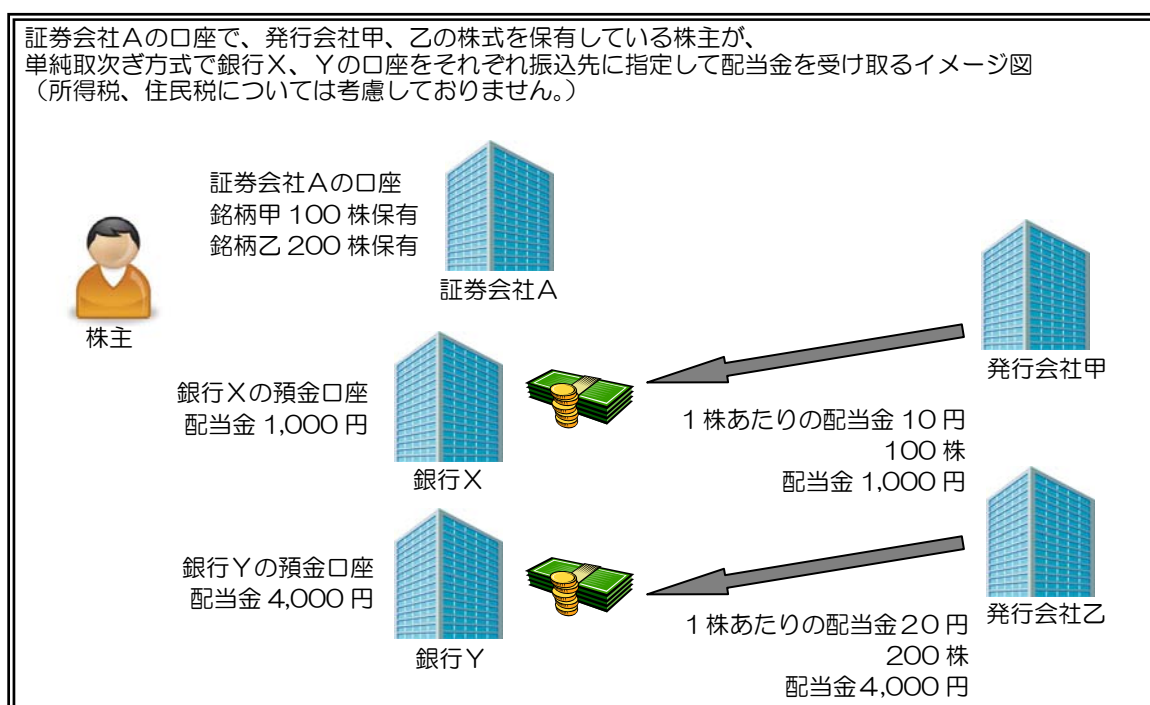


### 【ご利用の留意点】

- ① お取引のある証券会社等が複数ある場合には、1社に対して登録配当金受領口座方式の申込みをされると、他の証券会社等で保有する銘柄も含め、すべての銘柄について同方式が適用されます（他の方式との併用はできません。）。
- ② ゆうちょ銀行の口座を指定することはできません。
- ③ 金融機関預金口座は、普通預金又は当座預金を指定してください（貯蓄預金を指定することはできません。）。

## 単純取次ぎ方式

銘柄ごとに、あらかじめ指定した金融機関預金口座で配当金を受け取る方式です。



### 【ご利用の留意点】

- ① ゆうちょ銀行の口座を指定することができない銘柄があります。銘柄ごとのゆうちょ銀行の利用可否については、証券保管振替機構のホームページに掲載しています。また、ゆうちょ銀行の口座を指定する場合には、通帳記号・番号により指定してください。振込用の店名・口座番号等によって指定することはできません。

#### ■ ゆうちょ銀行の利用可否の一覧

(<http://www.iasdec.com/system/less/list/index.html>)

- ② 金融機関預金口座は、普通預金又は当座預金を指定してください（貯蓄預金を指定することはできません。）。
- ③ 単純取次ぎ方式は、株式数比例配分方式又は登録配当金受領口座方式との併用はできません。

- ④ 単純取次ぎ方式をご利用されている場合には、金融機関預金口座を指定していない銘柄については、配当金領収証方式が適用されます。

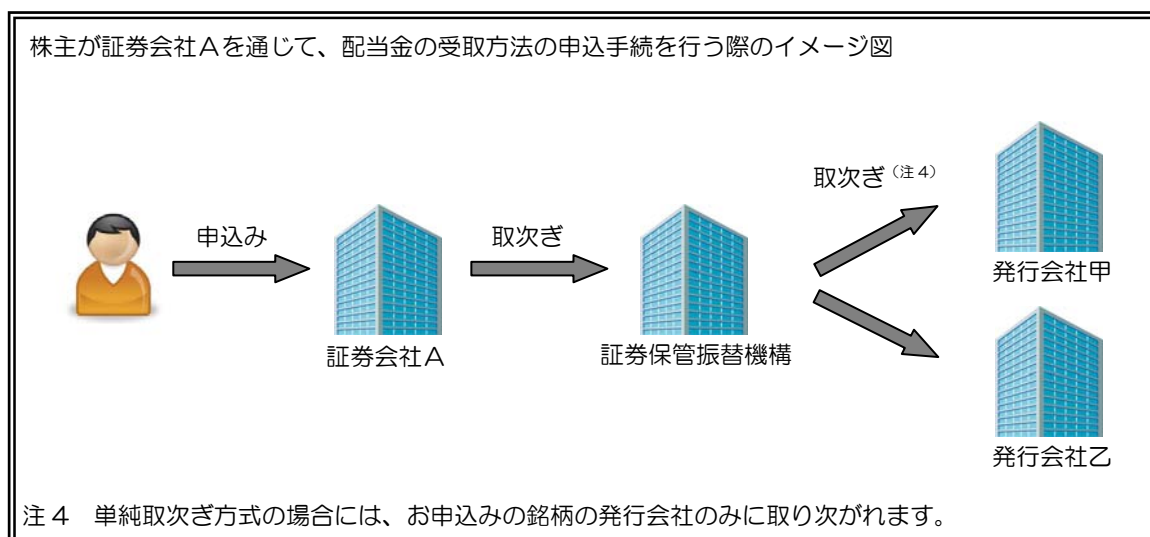
## 配当金領収証方式

発行会社から郵送される配当金領収証を、ゆうちょ銀行等の窓口を持参することで、配当金領収証と引き換えに配当金を受け取る方式です。同方式は特段のお手続をすることなくご利用いただくことができます。

## 配当金の受取方法の申込手続

それぞれの受取方法の特徴をご理解の上、お取引のある証券会社等に対して配当金の受取方法の申込みを行ってください（単純取次ぎ方式に関する手続は、お申込みの銘柄の残高のある証券会社等に対して行ってください。）。

なお、配当金の受取方法を選択していない場合には、配当金領収証方式が適用されます。



### 【お申込みの留意点】

- ① 証券会社等における事務処理に時間を要することがあるため、配当金の受取方法の申込みはお早めに行うことをお勧めいたします。
- ② 配当金の受取方法を変更される場合や配当金の振込先に指定している金融機関預金口座を変更される場合も、お取引のある証券会社等に対して申込みを行ってください。

# 配当金の受取方法に関するQ&A

平成24年8月  
株式会社証券保管振替機構

上場株式等の配当金の受取方法に関連して、投資者の皆様からお問合せの多い内容について、Q&Aの形式でご紹介いたします。

**Q1：配当金の受取方法の申込みに際して、複数の証券会社等で取引がある場合には、すべての証券会社等に申込みが必要ですか？**

A1. お取引のある証券会社等が複数ある場合でも、1社に対して申込みをされればご利用が可能です。ただし、単純取次ぎ方式に関する手続は、お申込みの銘柄の残高のある証券会社等に対して行ってください。

**Q2：保有するすべての銘柄の配当金を、1つの金融機関預金口座で受け取ることはできますか？**

A2. お取引のある証券会社等に対して、登録配当金受領口座方式をお申込みいただくことで、保有するすべての銘柄の配当金を、1つの金融機関預金口座で受け取ることができます。

**Q3：銘柄ごとに配当金の振込先の金融機関預金口座を分けることはできますか。**

A3. 銘柄ごとに、当該銘柄の残高のある証券会社等に対して、単純取次ぎ方式をお申込みいただくことで、銘柄ごとに配当金の振込先の金融機関預金口座を分けることができます。

**Q4：同一銘柄で異なる配当金の受取方法を指定することはできますか？**

A4. 同一銘柄で異なる配当金の受取方法を指定することはできません。

**Q5：配当金の振込先に指定している金融機関預金口座はどのように変更することができますか？**

A5. 登録配当金受領口座方式をご利用の場合には、お取引のある証券会社等に対して申し込むことによって、変更することができます。

単純取次ぎ方式をご利用の場合には、お申込みの銘柄の残高がある証券会社等に対して申し込むことによって変更することができます。なお、同方式については銘柄ごとに手続を行う必要があります。

**Q6：ゆうちょ銀行の口座で配当金を受け取ることはできますか？**

A6. 登録配当金受領口座方式の場合には、ゆうちょ銀行の口座を指定することはできません。

単純取次ぎ方式の場合には、ゆうちょ銀行の口座を指定することができない銘柄があります。銘柄ごとのゆうちょ銀行の利用可否については、証券保管振替機構のホームページに掲載しています。また、ゆうちょ銀行の口座を指定する場合には、通帳記号・番号により指定してください。振込用の店名・口座番号等によって指定することはできません。

■ゆうちょ銀行の利用可否の一覧

(<http://www.jasdec.com/system/less/list/index.html>)

**Q7：希望する方法で保有している銘柄の配当金を受け取るには、いつまでに申込手続を行えばよいですか？**

A7. お申込みになる配当金の受取方法によって取扱いが異なります。

○株式数比例配分方式の場合

株式数比例配分方式によって、配当金をお受け取りになりたい場合には、該当の銘柄の配当基準日までに、お申込みの内容がお取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取り次がれている必要があります。なお、申込手続に要する日数は、証券会社等によって異なるため、詳細はお申込みになる証券会社等にお問合せください。

○株式数比例配分方式以外の場合

登録配当金受領口座方式、単純取次ぎ方式又は配当金領収証方式によって、

配当金をお受け取りになりたい場合には、原則として該当の銘柄の配当基準日までに、お申込みの内容がお取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取り次がれている必要があります<sup>(注1)</sup>。このため、配当基準日以降に申込手続を行う場合には、新たにお申込みいただく方法による配当金の受取りが、次回の配当基準日の配当金からとなる場合がありますのでご注意ください。

なお、今まで配当金の受取方法を選択していない方が、引き続き配当金領収証方式によって、配当金をお受け取りになりたい場合には、特段のお手続は不要です。

注1 株式数比例配分方式から同方式以外の方法に変更する場合には、該当の銘柄の配当基準日までに、お申込みの内容がお取引のある証券会社等を通じて証券保管振替機構に取り次がれている必要があります。なお、申込手続に要する日数は、証券会社等によって異なるため、詳細はお申込みになる証券会社等までお問合せください。

**Q8：証券会社等から「株式数比例配分方式を利用できない。」と連絡を受けました。どうしたらよいですか？**

**A8.** 信託銀行等の特別口座<sup>(注2)</sup>等、株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等から口座の開設を受けている場合には、同方式をご利用いただくことができません。

特別口座の開設を受けていることにより同方式をご利用できない場合には、まず、信託銀行等に対して、お取引のある証券会社等の口座への特別口座の残高の振替依頼又は単元未満株式の買取請求等を行っていただくことにより、特別口座を閉鎖することが必要です。その上で、お取引のある証券会社等に対して、同方式の申込手続を行ってください。

お手続に際して、特別口座等の所在がご不明な場合には、お取引のある証券会社等を通じて、証券保管振替機構に対して加入者情報の開示請求の手続を行っていただくことにより、特別口座等の開設先（信託銀行等の名称）を確認することが可能です。手続の詳細はお取引のある証券会社等にお問合せください。ただし、銘柄及び残高について確認することはできませんのでご注意ください。

なお、同方式を取り扱っていない金融機関等の一覧は、証券保管振替機構のホームページに掲載しています。

■株式数比例配分方式を取り扱っていない金融機関等の一覧  
(<http://www.jasdec.com/system/less/list/index.html>)

注2 特別口座とは、株券を所有していたまま株券電子化を迎えた場合等において、発行会社が株主の権利を保護するために信託銀行等に開設する口座をいいます。

Q9：意図しない受取方法で配当金が支払われました。どうしたらよいですか？

A9. 意図しない受取方法で配当金が支払われた銘柄の株主名簿管理人である信託銀行等に対して、「意図しない配当金の受取方法で配当金が支払われた。その原因を調査するよう証券保管振替機構に依頼して欲しい。」とお伝えください。

証券保管振替機構では、信託銀行等からの依頼に基づき、当該受取方法の申込みを受け付けた証券会社等を調査し、当該証券会社等に対してその旨を連絡いたします。

その後、当該証券会社等からお客様に対して経緯等の説明を行います。